

「解放」後韓国における「ハングル専用論」の展開

——米軍政期を中心に——

稲葉 継雄

はじめに

1910年8月以来満35年にわたる日本の植民地支配から解放された朝鮮では、皇民化政策の下で抑圧されてきた民族の文字（ハングル）と言葉を回復しようとする一大民族運動が展開された。本稿は、「ハングル運動」と総称されるこの運動の一環をなした「ハングル専用」の、主として米軍政下における論議・実践の過程を追究するものである。

1948年8月15日大韓民国が成立し、同年10月9日には「ハングル専用に関する法律」（法律第6号、以下「ハングル専用法」とする）が公布された。その内容は次のとおりである。

大韓民国の公用文書はハングルで書く。ただし、当分の間必要な時には漢字を併用することができる。

これによって米軍政下のハングル専用論議に一応の決着がつけられ、大韓民国は、ハングル専用を建前とすることになった。しかし、建国35年余を経た今日も、社会生活において広く漢字が併用されているのみならず、広義の公文書とみられる教科書にも一部漢字が挿入され、中学・高校では漢文教育が行なわれている。換言すれば、ハングル専用法但し書きの「当分の間」は、現実問題としていまだに続いているのである。このことは、同法が、ハングル専用賛否両論の妥協の産物として生まれ、今なお一種の目標宣言としての性格を脱していないことを意味する。この原因を理解するためには、同法の成立に至るまでの経緯を再検討することがまず必要である。

ところで、「解放」以来絶えることなく続けられてきたハングル専用の可否を

めぐる論議は、そのほとんどが国語学者あるいは言語学者によるものであり、彼らは、ハングルと漢字の特質に基づいてそれぞれの正当性を主張し合ってきた感が強い。したがって、政策としてのハングル専用論の形成・展開過程が彼らの主たる関心領域となることは少なく、それは、あくまでも副産物として提示されてきたといつてよい。本稿は、このような従来の研究経過を補うべく、ハングル専用法成立までのハングル専用問題を韓国教育政策史の一分野として扱うことを狙いとする。その際、とくにハングル専用論者の人的脈絡に注目する点が特色である。

なお、植民地時代および米軍政期に関しては、当時の慣例に従って「(南)朝鮮」「朝鮮人」などの用語を用いることを予め断わっておく。

I. ハングル専用論の淵源

ハングル⁽¹⁾は、朝鮮朝第4代国王世宗によって1446年に頒布されたが、以来久しく「諺文」「女文字」「閨房文字」などと称され冷遇されてきた。漢字に代って国家の公用文字たる「国文」の地位を得るのは、甲午改革(1894～5年)の過程においてである。1895年5月、26代国王高宗は次のような勅令を発した。

公文式(高宗三十二年五月八日 勅令第八十六号)

第九条 法律命令はすべて国文を以て正本とし、漢訳を付し、あるいは国漢文を混用する。

これに先立つ1894年2月、「五ヶ条の誓文」朝鮮版ともいべき「洪範十四ヶ条」が純国文・純漢文・国漢混用文で公布され、これによってハングルは漢字と同等の地位を得ていたが、高宗の勅令第86号は、さらに一步を進めて公文書の「ハングル専用」を謳ったものとみることができる。ちなみに、大韓民国建国直後の1948年10月に制定された「ハングル専用法」は、この勅令とほとんど同じ内容である。

ところが、勅令第86号は、当時権力の中核にいた少数の政治家の意図によつ

- (1) 創製当時は「訓民正音」、19世紀末に至って「国文」と称され、「ハングル(韓民族の偉大なる文字、の意)」という名称が文献上初めて現われるのは1912年のことであるが(中央日報 1981年12月11日付 参照)、本稿本文では便宜上、固有名詞など特殊な場合を除き一貫して「ハングル」とする。

て発布されたにすぎず、その趣旨は徹底するに至らなかった。したがって、実質的なハングル専用は、1896年4月の「独立新聞」の創刊を契機とする。「独立新聞」創刊辞の末尾部分は次のとおりである。

われわれの新聞が、漢文を用いずハングルのみで書くのは、上下貴賤すべてが読めるようにするためである。……………朝鮮のハングルと漢文とを比較してみると、朝鮮のハングルが漢文よりはるかに優れている点は何かといえば、第一に、ハングルは覚えやすい文字であり、第二に、この文字は朝鮮の文字であるから朝鮮の人民に親しみがあがる。したがって、漢文でなくハングルで書いてこそ、上下貴賤すべてがこれを読み、たやすく内容を理解することができるであろう。

「独立新聞」は、開化派の機関紙として大きな影響力を発揮するとともにハングルの普及にも貢献した。しかし、表裏一体の関係にあった「独立協会」が解散させられた後、1899年12月には廃刊に追込まれ、結局3年半の短命に終わった。

このように、政治ないし政治運動レベルのハングル専用は、権力闘争の影響を直接被って永続することができなかったが、人脈の上で今日まで続いており、同時に一貫してハングル専用運動の中核をなしてきたのは、ミッションスクールに源を発するそれである。

そもそも、朝鮮語およびハングルの体系的研究に最初に着手したのは外国人宣教師であった。⁽²⁾ 彼らは、キリスト教布教のため、聖書を朝鮮語に翻訳しそれをハングルで書くことがまず必要だったのである。こうして生まれたハングルの聖書が朝鮮の人々に親しまれる傍ら、19世紀末期以後続々と設立されたミッションスクールでは、ハングルの研究・教育が続けられた。就中その中心は培材学堂で、同校の学生を主体とする「協成会」の活動の中から朝鮮語学の泰斗周時経が育った。ハングル専用による「協成会報」の編集・発刊も、彼の力に負うところが大きいといわれている。⁽³⁾ 周時経は、1914年38歳の若さで他界したが、ハングル専用を理想とする彼の主張は、日本統治下においても、直接間接に彼の教えを受けた人々によって受継がれることになった。

- (2) 矢野謙一・稲葉継雄「朝鮮語辞書の歴史——19世紀以降——」
筑波大学外国語センター「外国語教育論集」第3号 1982年 P. 156
- (3) 培材中高等学校「培材史」 1955年 P. 116

日韓併合（1910年）とともに朝鮮語は日本の一方言とされ、ハングルも再び受難期を迎えたが、三・一独立運動（1919年）後の「文化政治」の一環として集会・結社の自由が部分的に認められ、1921年12月「朝鮮語研究会」が組織された。同会は、1931年1月「朝鮮語学会」と改称し、以後、月刊機関誌『ハングル』の創刊（1932年5月）、「ハングル綴字法統一案」（1933年10月）・「朝鮮語標準語査定」（1936年10月）・「外来語表記法統一案」（1940年6月）の発表、朝鮮語辞典の編纂（1936年4月～）など多大の業績を挙げた。それゆえにこそ、朝鮮民族の同化を根本政策とする総督府の弾圧を被ることになり、1942年10月の「朝鮮語学会事件」によって潰滅的打撃を受けた。日本側にしてみれば、「民族運動ノ一形態トシテノ所謂語文運動ハ民族固有ノ語文ノ整理統一普及ヲ図ル一ノ文化的民族運動タルト共ニ最モ深謀遠慮ヲ含ム民族独立運動ノ漸進形態」⁽⁴⁾だったのである。

ところで、朝鮮語研究会・朝鮮語学会はそれぞれ、「朝鮮語の正確な理法を研究すること」「朝鮮語文の研究と統一」をその目的としており、ハングル専用を直接打出してはいない。しかし、朝鮮語研究会・朝鮮語学会の会員の多くは、一貫してハングル専用の実現を目指していた。たとえば崔鉉培は、1934年の時点において次のように「漢字の全廃を以て終極的目標とする」ことを謳っている。

たとえば、今日の朝鮮の新聞が、漢字を交用することにより却って大衆の報道機関としてのその重大な使命を果たしていないのを改革して、純全たる朝鮮語・朝鮮文字からなる新聞を作らねばならない。今日、朝鮮の出版物で純朝鮮文字でのみ出されているのは、辛うじて小説と宗教書類にすぎない。これもよいことであるが、われわれは、それでは満足できない。われわれは、大幅にその使用範囲を広げ、物質科学と精神科学に関するあらゆる著述がすべて純全たる朝鮮語・朝鮮文字でなされるようにしなければならない。こうして、漢字の全廃を以てその終極的目標とする。到る所で亡国の文字と喝破される、あの極めて難しい、したがって極めて高くつく漢字を全廃し、われわれのあらゆる思想・感情の発表を単純に朝鮮語・朝鮮文字によって自由に行なう時期——その時は、わが朝鮮の文化がいかに高速度に発達するかを考えてみよ——が一日も早く実現するようにしなければならない。⁽⁵⁾

(4) 朝鮮語学会事件判決文（昭和十八年予第十一号 予審終結決定）

(5) 崔鉉培「ハングル運動の本質とその発展」1934年12月（崔鉉培「ハングルの正道」正音社 1945年 P. 30）

だが、植民統治下においてこのような主張が「ハングル専用運動」へと発展することはなかった。これに関しては、次のような見方が恐らく正鵠を射ているであろう。

‘ハングル専用断行’は、元来、光復前から「朝鮮語学会」会員の一致した意見であり、朝鮮語表記文字はハングルのみ用いることを主張してきた。ただ、日帝の言語政策が韓国語抹殺政策であり、また日帝は、日本語と漢字を混用する言語政策をとったので、「朝鮮語学会」は、やむをえず積極的な‘漢字廃止運動’を展開することができなかつただけだと思う。(6)

同化政策の下で自らの語文を守り普及させることは民族の尊厳そのものに係わる問題であつただけに、ハングル専用論は、日本語が強制され朝鮮語・ハングルが迫害されればされるほど、これに抗して質的に高揚する性質をもっていた。換言すれば、総督府の弾圧が、結果的にハングル専用への執念をより強固なものにしたのである。「解放」後のハングル専用論の展開は、このような歴史的経過を抜きにしては理解できないであろう。

II. 民間の「漢字廃止」運動

1. 漢字廃止実行会の建議

「解放」後直ちに再建された朝鮮語学会は、1945年9月11～24日第1回国語講習会を開催した。この講習会の参加者を中心として生まれたのが「漢字廃止実行会」で、同会発起準備会は9月29日、次のような発起趣旨書を発表した。

漢字廃止実行会発起趣旨書

日本が此の度戦争に敗れた原因は、科学が不足したところにあり、日本に科学が不足した原因は、漢字を即刻廃止することができずいつまでも混用してきたところにあった。

これは、理論よりも事実が証明しており、日本の国語学者保科孝一氏の調査結果を見ると……………(中略)……………

同じ100単語を学ぶのに要する時間数を比較すれば

(6) 李応錫『言語政策の歴史的的研究』ハングル専用対策篇 ハングル専用国民実践会 1969年 P. 6

日本では…………… 4時間20分

ドイツでは……………38分

すなわち日本は、ドイツの7倍も時間がかかる。……………(中略)……………

また、思想や知識の内容についてみれば、日本の国民学校尋常科6年間に学ぶ読本の材料は、ドイツの同じ年限に学ぶそのやっと6分の1にすぎないという。では日本では、この難しい漢字を国民学校尋常科においてどれほど使っているか。現在、読本の漢字数が1,360字、読本以外のものを合わせて2,600字である。2,600字の漢字を学ぶゆえに、日本の国語教育は欧米各国の国語教育より困難であり、精神上・物質上の損失が莫大であるばかりでなく、ついに国が亡びるに至った。……………(中略)……………漢字を学ばない欧米人が、今日、力強く生きているのをどうみるか。漢字の母国である中華民国自体が、漢字を捨てて新しい文字を編み出した意図がどこにあると考えるか。……………(中略)……………ところが未だに、漢字を混ぜなければ読み書きに不便で、意味が確実でなく、甚だしきは味がないとまで嘆く者がいるが、それは結局、独善主義者のたわごとにすぎず、現実には、大勢に従って絶えず進展しているのである。この大勢を誰が遮ることができるか。

時は来た。原子爆弾が落ちるやわれわれは、国家再組織民族更生を図る幸せな機会を得たのである。今われわれは、すべての固陋な旧態を捨て、健全な、そして合理的な新しい歩みを始めねばならない。ことにわれわれ知識層は、須らく独善主義の象牙の塔から大衆本位の街頭へ出、彼らを導いて文化水準を上げ、民族万年の幸福を図るべきである。ここにわれわれ同志は、何よりもまず民族文化の基礎たるわれわれの言葉を発展美化せしめんと、次に記す実行綱領の下に漢字廃止を唱える。

心ある世の人々は、この声に応じて民族の大事に力を貸されんことを。

綱 領

- 一、われわれは、三千万同胞一人一人に明き盲がないようにしよう。
- 一、われわれは、われわれの言葉と文字で新しい文化を建設しよう。
- 一、われわれは、われわれの言葉と文字が世界の文化を指導するまでに至るよう努力しよう。

実行条件

- 一、初等教育から漢字を除くこと(ただし、中等教育以上において漢字を教え、東洋古典研究の道を開くこと)
- 一、日常行文に漢字を混ぜないこと(ただし、趣味に基づいて純漢文を用いるの

は個人の自由任せること)

- 一、新聞・雑誌は、いずれのページいかなる記事を問わず漢字を混ぜないこと
- 一、書簡封筒・名刺・表札もすべてハングルで書くこと
- 一、古今東西のあらゆる書籍を速やかにハングルに翻訳すること

漢字廃止実行会は、上の発起趣旨書に見られるように、初等教育および日常生活におけるハングル専用を実行することによって民族文化の振興を目指した団体であった。「解放」がハングル専用の絶好の機会とされたのは、「過去36年間、日本帝国主義の弾圧的な教育制度の下において正しい国語（朝鮮語）教育を受けられなかったことと、もうひとつは、漢字についての教育をある程度受けたといっても、（それは）日本式漢字教育であったということ」⁽⁷⁾が前提としてあったからである。「解放」後のハングル専用が、植民地教育清算の一方策として提起されたことを改めて強調しておきたい。

ところで、ハングル専用運動は、あくまでも大衆の日常生活においてハングルを専用することを主張したものであって、漢字ないし漢字語の完全追放を目的としたのではなかった。しかし、その最初の団体が名称に「漢字廃止」を冠したばかりに、漢字とハングルの長所をともに活かそうとする「国漢混用」論者の誤解を招いたことは事実である。

漢字廃止実行会発起準備会は、発起趣旨書の発表から半月を経た10月16日に正式発足、綱領・実行条件を再確認するとともに、張志暎を委員長とする30名の準備委員を選出した。

張志暎は、朝鮮語学会の前身である朝鮮語研究会の発足（1921年12月）当初から同会の幹部役員を歴任し、「朝鮮語学会事件」（1942年10月）に際して検挙・起訴された経験をもち、「解放」当時斯界の元老的な地位にあったことから漢字廃止実行会発起準備会の委員長に推戴されたものと思われる。

漢字廃止実行会は、1945年11月30日発起総会を開催し、具体的な活動に着手した。同年12月3日付の「中央新聞」は、この間の動きを次のように報じている。

煩雑な漢字を廃止し、わが国文のみを専用しようと、先頃有志70余名が漢字廃止期成準備会を開き、準備委員30名を選んで活動してきたが、各界人士を網

(7) 金炳済「ハングル運動の新課題」（朝鮮語学会「ハングル」第11巻2号 1946年5月 P. 17）引用文中（ ）内は筆者註。

羅した1,171名の同志を得て11月30日午後3時からソウル市寿松町の淑明女子校講堂で発起総会を開き、漢字廃止実行方法を討議した結果、まず軍政庁学務当局に対する、初等学校教科書から漢字を廃止せよという建議を可決し、また停車場・官庁・会社・商店・学校・その他公共団体の門札・看板も国文化することや、各言論機関とも緊密な提携を行なうことなどを討議したが、当日、李克魯ほか69名の委員が選挙された。

この発起総会において可決された初等学校教科書における漢字廃止の建議は、直ちに軍政庁学務局の受入れるところとなった。それは、漢字廃止実行会と軍政庁学務局との人間関係からして、いわば当然の成行きであった。漢字廃止実行会は、朝鮮語学会事件当時の同学会責任者で、懲役6年の刑期途中「解放」とともに釈放され、再建朝鮮語学会の幹事長であった李克魯を初め、朝鮮語学会会員を主体とする組織であり、一方、軍政庁学務局傘下に設置された「朝鮮教育審議会」第9(教科書)分科委員会の中心人物は、同じく朝鮮語学会の常務理事から軍政庁学務局編修課長に転出していた、「解放」前からのハングル専用論の巨頭崔鉉培だったからである。(8)

漢字廃止実行会のもうひとつの目標であった社会生活におけるハングル専用に関しては、「漢字廃止講演会」を通じて啓蒙活動が展開されたようである。(9)しかし、これはあまり長続きせず、「ハングル文化普及会」の本格活動開始とともに漢字廃止実行会自体が自然解散することになった。(10)

2. その他のハングル専用動向

1945年9月26日付の「毎日新報」は、次のようにハングル文化普及会の結成を伝えている。

(8) 筆者の質問状に対する1983年7月30日付呉天錫書簡によれば、漢字廃止実行会と軍政文教当局との間に「関係はなかった」というが、筆者としては、人脈の上からこのような判断を提示したい。

(9) 東亜日報 1945年12月17日 自由新聞 1945年12月22日

(10) 李応編 前掲書 P. 22

ところで李は、別の著書『米軍政期のハングル運動史』(ソウル・ソンチョン社1974年)において「漢字廃止実行会」と「漢字廃止会」が別個の団体であったとしているが(P. 412)、これは事実誤認で、「廃止会」は「廃止実行会」の略称である。

ハングルの早急な普及を目的とするハングル文化普及会が結成されたが、京城に本部を置き、地方には道支部・郡部会を置き、朝鮮語学会の指導を受けて、講演会・講習会・機関誌・出版物を通じてハングルを広く普及させる計画で……………（後略）……………

この記事の日付が正確であれば、ハングル文化普及会は、漢字廃止実行会発起準備会とほぼ時を同じくして発足したことになる。また、上の記事にある「朝鮮語学会の指導を受けて」とは、ハングル文化普及会が朝鮮語学会の「姉妹団体」として誕生したことを意味している。⁽¹¹⁾したがって、朝鮮語学会の別働隊ともいべき2つの団体が同時に存在していたわけである。ところで、ハングル文化普及会の機関誌『ハングル文化』の創刊は1946年3月である。そこで両団体の関係は、漢字廃止実行会が、前述した建議内容の実現によって当面の目的を達成し、以後、社会的な活動はハングル文化普及会に一体化されたとみるべきであろう。

ハングル文化普及会は、『ハングル文化』の創刊を頂点として活発な啓蒙運動を繰り広げたが、次第に資金難に陥り、ハングル専用法の公布（1948年10月9日）を受けて「ハングル専用促進会」が成立するや、その組織はハングル専用促進会に吸収された。

一方、社会におけるハングル専用の一例として新聞の状況を見ると、「解放」直後の8月31日に「湖南新聞」が、続いて9月8日に「朝鮮人民報」が、ハングル専用の体裁をもって創刊された。しかし、前者は、地方紙であるため読者が限られており、後者は、中央紙ではあったが、一貫した左翼論調のゆえに軍政庁の取締りを受けるところとなり、創刊僅か1年後の1946年9月6日には無期停刊に処せられた。このように、新聞のハングル専用化は極一部の事例に限られ、「解放」後復刊された、あるいは両後の筈の如く新たに出現した新聞のほとんどは、依然として漢字を併用していたのである。

後述するように、1945年12月には朝鮮教育審議会において初・中等学校教科書のハングル専用方針が決定され、いわゆる「ハングル世代」量産の道が開かれた。彼ら「ハングル世代」にとって、初・中等学校教育の範囲にとどまる限り新聞も碌に読めないという状況が現出するわけである。そして、この学校教育と社会的現実とのギャップが、ハングル専用時期尚早論の有力な根拠とされ

(11) 李応鎭 「米軍政期のハングル運動史」 P. 95

た。新聞におけるハングル専用をめぐることは、その後、各紙の使用漢字制限や「ハングル版ソウル新聞」の創刊（1956年8月）など多少の進展が見られたものの、今日もなお基本的には「解放」直後の状況と変わっていない。

III. 軍政庁文教当局の語文政策

1. 学務局（文教部）と朝鮮語学会

北緯38度線を境として半島南半部を統治することになった米軍は、1945年9月9日京城（現ソウル）に進駐、翌10日、ホッジ（J. R. Hodge）司令官の命を受けた軍政長官アーノルド（A. B. Arnold）を中心として米軍政がスタートした。教育部門担当官はロッカード（E. N. Lockard）大尉であった。ロッカードの第一の任務は、日本人の引揚げによって生じた教育行政当局および教育機関の人的空白を埋め、学校を再開するなど、南朝鮮の教育を一日も早く軌道に乗せることであったが、そのためにはまず朝鮮人教育者の助力を得ることが必要であった。本稿では詳述を避けるが、結果的に最初にロッカードの注目するところとなり、彼の補佐官として活躍することになったのが吳天錫であった。⁽¹²⁾

吳天錫は、朝鮮総督府学務局が米軍政当局に正式に接收された9月14日以降、学務局の再組織に着手した。編修責任者として崔鉉培が就任するのが同19日⁽¹³⁾のことである（10月12日、機構改編にともない朝鮮人課長を置くことになり、編修課長となる）。『ハングル学会50年史』によれば、「米軍改庁の要請に基づき」となっているが、⁽¹⁴⁾この要請の直接の出所は吳天錫であった。ともあれ、吳天錫が、学務局再建のための朝鮮人スタッフ第1号として崔鉉培を指名し、崔鉉培が、朝鮮語学会側の勧めもあって、同学会の常務理事を辞任し学務局入りしたことは意義深い出来事であった。これによってすでに、軍政当局の文字政策が朝鮮語学会の路線、つまりハングル専用・「ハングル綴字法統一案」の採用・ハングル横書きなどへと向かうことがほぼ決定されたといっても過言ではないか

(12) この間の事情については、拙稿「解放後韓国教育の再建に尽した人々——教育諮問委員会の人脈——」（東京・韓国研究院『韓』第3巻第4号 昭和49年4月）を参照されたい。

(13) 吳天錫『韓国新教育史』現代教育叢書出版社 1964年 P. 384
ただし、『ウェソル崔鉉培博士古稀記念論文集』（正音社 1968年）・『ハングル学会50年史』（ハングル学会 1971年）によれば9月21日となっている。

(14) 『ハングル学会50年史』 P. 474

らである。(15)

朝鮮語学会は、第I章で述べたように「解放」前から多くの業績を挙げており、さらに、朝鮮語学会事件を頂点とする植民地時代末期の苦難を乗り切ることによって、社会的威信を一層確固たるものにしていった。ゆえに、同学会が「解放」朝鮮の語文政策に積極的に参与するに至ったのは当然であったといってもよいであろう。現に、国語を初めとする各種教科書の編纂・校正や学務局(1946年3月29日以降は文教部)主催の国語講習会は、朝鮮語学会の一手引受けの観があったし、『朝鮮語の収復(ウリマル・トロチャッキ)』(1948年6月)・『漢字不使用の理論』(同8月)など文教部の名において発行された冊子も、その実は朝鮮語学会関係者の手になるものであった。朝鮮語学会は、文教当局と一体となって、ある時は、崔鉉培など編修課(局)職員を通じ文教当局そのものとして、軍政期の語文政策をリードしたのである。その功績は功績として高く評価されてよい。

しかし、文教当局と朝鮮語学会の緊密な関係に対しては次のような批判もあったのである。

現在、文教部に採択され初中等各学校教科書に使用されている国語綴字法は、朝鮮語学会のハングル綴字法統一案そのものである。私は、これがどのようにして文教部に採択されたかについては知らない。世上には、国語綴字法に関して諸説があることも事実であり、今日においても、異なる意見があることも事実であるのに、各種の綴字法を全部不問に付し、誰も知らないうちにハングル綴字法統一案が文教部にそのまま入り込んだことは、異常でもあり、時として一種の不快感さえ禁じえない。ことに先般、朝鮮語学会において所謂「sai siot」なるものが改正されたが、文教部でも、一言の断わりもなくそのまま変更された。では、朝鮮語学会は朝鮮文教部の代行機関だということか。……(中略)……文教部が、ある私設団体の所属機関でない以上、そのような態度の文教部は国民が認めない。(16)

この引用例は、ハングル綴字法統一案をめぐるものであるが、後述する

(15) これに関しては、当時の朝鮮人学務局長俞億兼も同意し、これらの政策は、俞億兼・呉天錫・崔鉉培の「三人協議」によって事前決定がなされていたという(前出 呉天錫書簡)。

(16) 趙潤済「国語教育の当面する問題」 文化堂 1947年 PP. 117-118

ようにハングル専用に関しても強い批判があった。しかもこのような批判は、朝鮮語学会の内部からも出されていたのである。現に上の引用は、朝鮮語学会会員趙潤済の所見であり、このことだけをとっても、朝鮮語学会が決して一枚岩ではなかったことが明らかである。

してみれば、従来一般にいわれてきたような、朝鮮語学会の業績と權威が、彼らをして「解放」後の語文政策をリードせしめたとする説は、大筋において正しいものの、これだけでは説得力が弱い。筆者としては、吳天錫と崔鉉培とのコンビネーション、より直截的にいえば吳天錫個人の姿勢に大きな比重を置きたい。吳は、軍政開始以来一貫して文教行政の事実上の最高責任者の地位にあり（1946年3月、学務局の文教部昇格にともない文教部次長となり、47年11月兪億兼が死去するや後任の文教部長となった）、彼に、崔鉉培グループの学説に対して共鳴するところがなかったならば、語文政策の展開は全く異なったものになっていただろうからである。

吳天錫は、1948年7月、崔鉉培の著書『漢字不使用』（1947年）の改訂版『漢字不使用の理論』を文教部著作物として公刊するにあたり、次のような序文を寄せている。

文教部はこの決定（1945年12月朝鮮教育審議会におけるハングル専用決議を指す……筆者註）を受入れ、これによってすべての教科書を編纂し教育してきた。この漢字不使用と横書きとが民主主義教育と生活能力の教育に莫大な効果のあることが実験的に証明された。此の度わが国の国会が生まれ、独立政府が樹立されるにあたり、極めて重大な意義をもつ漢字不使用の政策が、教育行政においてのみならず国家行政および国民生活の全面にわたって完全に実現され、新しい国の文化発展と国民の福利増進が驚くべき飛躍を遂げることを期待して、この小冊子を広く世に送る次第である。

この序文は、形式上、吳天錫が崔鉉培の、すなわち上司（文教部長）が部下（編修局長）の労作を世に出すにあたって記したものである。しかし、その内容は、単に職務として書いたというにはあまりに積極的である。やはり、吳天錫自身、ハングル専用賛成の立場に立っていたといわざるをえない。大韓民国政府樹立後の1949年6月、ハングル専用促進会の発足に際して委員の一人となり、今度は職位を離れた同志として、委員長崔鉉培とともにハングル専用の促進に尽力したこともこれを裏付けている。

2. 朝鮮教育審議会のハングル専用論

米軍政庁は、教育再建を早急かつ円滑に進めるため朝鮮人教育者による諮問委員会を設置した。その最初の組織が、1945年9月16日、教育界の元老7名から構成された「朝鮮教育委員会」で、これを拡大したものが「朝鮮教育審議会」であった。朝鮮教育審議会は、11月23日の初会合以来、翌46年3月7日の最終全体会議まで延べ105回の分科委員会と20回の全体会議を開き、朝鮮教育全般にわたる基本方針を審議した。軍政当局は、ここで決議された事項をほとんどそのまま採択したので、朝鮮教育審議会は、形式は諮問機関であれ、軍政下の教育行政に関する議決機関といってよい存在であった。

朝鮮教育審議会は10の分科委員会から成り、その第9分科が、教科書準備委員問題、教科書検査に関する制度、出版・配布方法、教科書の漢字廃止問題などを研究する通称「教科書分科委員会」であった。そして、この分科委員会において初・中等学校教科書のハングル専用方針が決定されるわけであるが、それは、この委員会の崔鉉培・張志暎・趙潤濟・趙鎮滿・黃信徳・皮千得というメンバーシップからして当然の帰結であったといえる。そもそも朝鮮教育審議会は、米軍側の当初の消極姿勢を押し切る形で学務局の朝鮮人職員によって構想され、調査企画室において具体的準備が進められたから、⁽¹⁷⁾ 当時すでに編修課長として教科書編纂に敏腕を振っていた崔鉉培の意見が教科書分科委の構成に反映されたであろうことは充分に考えられる。事実、崔鉉培・張志暎・趙潤濟の3名は朝鮮語学会会員であり、趙鎮滿・皮千得もハングル専用主義者であったという。崔鉉培は、当時の模様を次のように回想している。

その当時、私は社会指導層の人たち七十人で構成された朝鮮教育審議会の教科書分科委員長になった。約十人の委員達と熱情的に研究討議した結果、(1)ハングルだけを使用する、(2)文字は横書にするという方針を決定し、漸く全体会議の通過を見るに至った。その時の分科委員には、趙鎮滿・皮千得のように徹底した漢字廃止論者もいた。その為この仕事を直ちに決定するのに大きな力になった事は、何よりも幸であったと言えよう。⁽¹⁸⁾

(17) 吳天錫 前掲書 P. 399

(18) 崔鉉培「ハングルをめぐる闘争と受難」『韓』第6巻第9号 昭和52年9月 P. 81（『ナラサラン（愛国）』第10輯 1973年3月 より再引用）

趙鎮滿は、その後「ハングル専用促進会」の委員にも名を連ね、ハングル専用主義者として一貫したようであるが、皮千得は、1969年1月に出された「語文教育是正促求声明書」に署名、漢字・漢文教育の強化を求める側に回っている。

黄信徳に関しては、彼女がハングル専用主義者であったことを裏付ける資料は見当たらないが、敬虔なクリスチャンであったことから、彼女が元々ハングルに親しみをもっており、教科書分科委員会におけるハングル専用論議に際してこれに賛成する素地はおおいにあったと思われる。なお、前述の呉天錫も、監理教牧師を父にもつクリスチャンであった。キリスト教徒とハングル専用との関係については、次のような叙述が参考となろう。

実際われわれは、キリスト教信者の中にわがハングル専用の同志が多いことを知っている。

キリスト教の信者たちは、ハングルのお蔭で神様の真理の言葉を知るようになり、また、これを他の多くの兄弟姉妹に伝える喜びを享受している。イエスを信じる人が同時に釈迦を信じることができないのと同じく、ハングルの絶対の恩徳を知るキリスト教の信徒として、同時に漢字中毒者の真似ができないのは当然の事理である。ハングルを愛し尊び、これを発揚することは、キリスト教人の当然の義務であると同時に、また喜びでなければならない。(19)

こうして、「ハングル学会(朝鮮語学会の1949年9月以降の名称——筆者註)会員である崔鉉培・張志暎がおおいに活躍し、趙鎮満・黄信徳および皮千得委員の協力を得て」(20)教科書分科委員会は、ハングル専用の方針を固めるに至った。その決議内容は次のとおりである。

漢字使用を廃止し、初等・中等学校の教科書は全部ハングルとする。ただし、必要に応じて漢字を括弧内に書き添えることができる。

教科書分科委員会は、この決議案を朝鮮教育審議会の全体会議に提出、ここでの討議を経て1945年12月8日、朝鮮教育審議会として学務局に対する次のような建議書が提出された。

(一) 漢字廃止如何に関する件

1. 初等・中等教育においては原則としてハングルを用い、漢字は用いないこ

(19) 「ウェソル崔鉉培博士古稀記念論文集」 P. 201

(20) 「ハングル学会50年史」 P. 418

ととする。

2. 一般の教科書では、過渡期的処置として、必要と考えられる場合には漢字と一緒に書いて対照させることも妨げない。
3. 中学校では現代中国語科目または古典式漢文科目を置いて、中国との文化的・経済的・政治的交渉に便ならしめ、あるいは東洋古典に接近する道を開いてやる。ただし、漢数字に限っては原文に混ぜて書いてもよい。
4. この漢字不使用の実行を円滑かつ速やかに図る意味で、官公署の文書と地名・人名は必ずハングルで書くこと（とくに必要とみられる場合には漢字を同時に用いてもよい）について当局と緊密な連絡をとること。
5. 上の4条と同じ意味から社会一般、とくに報道機関・文筆家・学者などの協力を求めること。

(二) 横書きに関する件

1. ハングルのばらして左から右へ書く純然たる横書きとするのが、自然であると同時に理想的であることを認める。
2. しかし、この理想的横書きを直ちに完全施行することは難しいので、この理想に至る段階として、今日の綴字法どおりの文字を引き続き用いるが、その書行のみは横とする。
3. 第1項に規定した理想的な純横書きも、適当な方法で少しずつ教えていくこととする。⁽²¹⁾

学務当局は、朝鮮教育審議会のこの建議を直ちに受け入れ、初等・中等学校の教科書は原則としてハングル専用・横書きとすることが公式に決定された。前述した漢字廃止実行会の建議が、この決定を促す一要因として作用したであろうことは推測に難くない。のみならず、漢字廃止実行会が初等学校教科書みのハングル専用を建議していたのに対し、朝鮮教育審議会の段階でその範囲が中等学校にまで拡大された点も注目すべきである。

このように軍政期文字政策の基本としてのハングル専用は、一見スムーズに決定された感があるが、この過程において反対がなかったわけではない。朝鮮教育審議会教科書分科委員会において唯一人即時ハングル専用化に異を唱えた趙潤濟は次のように述べている。

(21) 文教部『漢字不使用の理論』 1948年 序文

過般、過渡朝鮮^(ママ)文教部主宰により朝鮮教育審議会が開かれ、青天の霹靂的に漢字廃止問題が上程されるやそのまま議決され、今日の国語教科書は、その趣旨に沿って編纂され、事実上国民学校では漢字が廃止されてしまった。英断というべきか、無謀というべきか。私は、この事実を前にして抑え難いある種の鬱憤を感じる。私自身、教育審議会委員の末席を汚し、また、まさに当該問題を審議する分科委員会の委員となつて、このような問題は現在の審議会の審議事項とならないことを指摘し、猛烈に反対した。しかし、分科委員全部が漢字廃止を主張するところにあつてはどうすることもできず、最後の票決には棄権して、総会に行つて反対する自由を保留し、総会に行つて再び反対した。幸い有為の諸委員の賛同を得て初日は流会となつたが、次の総会で、私が欠席したまま多数決によって原案が通過したという。かといつて、私個人の主張が貫徹できなかったことを憤慨するのでもなく、私の同志が敗れたことに義憤を禁じえないというでもない。いうなれば、漢字廃止という問題が、たとえ小さなようでも、実は民族の発展、国家の運命にかかわる大きな国事だからである。このような大問題が、十分な議論の余裕もなく一朝一夕に数名の投票によって可決され実行に移されることに、私は、一種の悲哀を感じ、民族の一員として痛憤さざるをえない。(22)

ここで、朝鮮教育審議会に漢字廃止問題が「青天の霹靂的に」上程されたところにあるのは、趙潤濟一流の誇張表現である。なぜならば、彼は、再建朝鮮語学会の最初の事業であつた朝鮮語教材の作成に張志暎・李克魯・崔鉉培らとともに編纂委員として参画しており、(23)張志暎を発起準備委員長、李克魯を委員長とした漢字廃止実行会の動きを知らなかつた筈はないからである。重要なのは、趙潤濟の反対意見が、拙速なハングル専用化を懸念するところから発せられたということである。彼は、決してハングル専用そのものに反対していたのではない。そのことは、上の引用部分に続く彼の次の記述からも明らかである。

勿論、政治的に解放された朝鮮において文字から解放されようというのが当然の感情であり、国語は国字で表記しようというその思想は、崇高な国民の思想として尊敬せざるをえず、誰一人これに反抗することもできないものである。…… (中略) ……漢字に相当に弊害があるのも事実であり、漢字について

(22) 趙潤濟 前掲書 PP. 101—102

(23) 「ハングル」 第11巻1号 1946年4月 P. 67

は国語教育上なんらかの措置をとらねばならないということも、われわれはよくわかっている。ゆえに、漢字廃止のその原論においては、われわれは満腔の賛意を表するものである。しかし、これを実施するにあたっては、相当の専門的研究と緻密な計画がなければならない。にも拘らず、このような研究、このような計画が全くないまま無条件に廃止したということは、愚謀、さもなければ一種の妄策というべきである。(24)

ところで、崔鉉培は、ハングル専用決議案の朝鮮教育審議会教科書分科委員会から全体会議への移行過程を回想して、「この漢字廃止問題が、まず分科委員会において討議され、唯一人の異見者趙潤濟氏もついに完全合意して満場一致で可決され、それが全体会議に上程され」たと述べている。(25)分科委員会での票決を棄権し、あくまでも全体会議において反対する自由を保留したとする趙潤濟の主張とは食い違っているが、いずれが正しいか、両者がこの世にいない今となっては確かめる術がない。

朝鮮教育審議会全体会議において趙潤濟の他にも反対者があったことは先にみたとおりであるが、趙のいう「有為の諸委員」「私の同志」とは、主として玄相允を指している。玄相允は、朝鮮教育審議会第3（教育行政）分科の委員として全体会議に出席し、幼少時から漢学に親しんできた立場から「諺文」専用反対論を展開した。その発言は、「諺文なるものは、女どもにでも教えるもので、堂々たる男子にそれを教えて無識輩を作ろうというのか」という内容であったという。(26)これをめぐっては、後に崔鉉培と玄相允の間で公開討論が行なわれたが、結局は、言った言わないの水掛け論に終わった。もし玄相允の発言が事実であれば、玄は、当時まだ相当に根強いものがあつた漢字尊重論を代表していたことになり、同じくハングル専用反対とはいえ、趙潤濟とは質的に明らかに異なる根拠に立脚していたということが出来る。

ともあれ、ハングル専用は軍政文教の文字政策として公認されたものの、朝鮮教育審議会の内部においてもハングル専用化時期尚早論・漢字保存論などからする一部の強力な反対があつたため、当局としても、当初、確信はなかつたようである。そこで当局は、1945年12月22日から1週間京城市内において世論調査を行なつた(対象：一般人1,384名、教育者438名)。この結果、ハングル専

(24) 趙潤濟 前掲書 PP. 104—105

(25) 崔鉉培 「ハングルの闘争」 正音社 1954年 P. 123

(26) 同上

用賛成が全体の72.5%（一般人88.2%、教育者56.7%）を占め、⁽²⁷⁾これが、ハングル専用政策推進の拠り所とされたのである。

しかし現実には、初・中等学校教科書のハングル専用・横書き化を除いて、朝鮮教育審議会決議事項の実践は遅々として進まなかった。朝鮮語学会の内部においても、これを契機としてハングル専用即時断行反対派が事実上袂を分かちことになる。のみならず更に不幸なことには、ハングル専用の教育を行なう学校と、依然として漢字を混用する社会との間に大きな溝が生じた。ハングル専用論が更に権威あるものとなるには、後の「大韓民国憲法」のハングル表記とハングル専用法の制定を俟たねばならなかったのである。

3. 日本における動向との関連

そもそもハングル専用論の有力な根拠のひとつは、これによって日本語からの速やかな離脱を図ることができるということであった。その論理は次のとおりである。

日本の奴隷教育三十余年間の結果として、われわれ朝鮮人の朝鮮語的な漢字知識は、完全に剝奪され、現在もっている漢字知識といえば、完全に日本語的な漢字知識である。中等学生は、漢字を混せて書いた朝鮮語をみると、その漢字は必ず日本語として読む。国民学校（小学校——筆者註）教員の大多数の漢字知識も大概こうであり、所謂識者階級の人々も、十分も話をすれば必ず、漢字音語を日本語式に誤って発音するのを発見することになる。話し言葉がこうであるから、彼らが書いた文章もまたそうである。大学の教授が教壇で漢字語を日本式に発音して、学生たちの物笑いの種になることが一度や二度ではない。

換言すれば、日本の植民地政策奴隷教育は、“不幸中の幸いに”われわれに漢字廃止の準備を整えておいたのである。⁽²⁸⁾

すなわち、ハングル専用論者は、漢字を使用する限り日本語式の読み方が残ることになり植民地教育の残滓を払拭することができないという判断から漢字の廃止を主張したのである。換言すれば、彼らは、日本語との縁を断つために

(27) 東亜日報 1946年1月11日

(28) 文教部 前掲書 PP. 29—30

こそハングル専用が必要だとしたのであるが、しかしそれは、日本自体との絶縁を意味したのではない。彼らはむしろ、新生日本における漢字廃止・ローマ字化などの動きをハングル専用の促進に利用しようとした形跡が認められる。前述した漢字廃止実行会発起準備会が、その発起趣旨書の冒頭に保科孝一の調査結果を掲げ、これを立論の根拠としたのがひとつの好例である。また、1945年12月8日、朝鮮教育審議会の決議を受けてハングル専用が軍政庁の教育政策として公認された後も、ハングル専用推進派は、日本の動向に大きな関心を払っていた。中でも彼らを最も勇気づけることになったのが、1946年2月16日朝鮮教育審議会の席上マッカーサー司令部（GHQ）教育公報課勤務のホール少佐（Lt. Commander Hall）によって行なわれた、当時の日本の漢字廃止運動に関する報告であった。その要旨は次のとおりである。

1. 日本で最近、戦争記録を作り、4県の都市にある工場の職工1,458名に読ませてみた結果、その83%は難しい部分を読むことができず、69%は、易しい部分さえ読めなかった。ところで、この職工たちは、すべて6ヶ年の義務教育を受けた者である。すなわち日本では、国民が義務教育を6年間も受けても、易しい戦争記録を碌に読むことができない。これは、日本の義務教育が、漢字によって多くの制限を受けていることを示している。
2. 3. 4. （省 略）
5. 最近の漢字不使用に関する世論をみると、去る1ヶ月（1946年1月）間に4つの大新聞に漢字廃止の記事が19回、社説が4回出た。また、マッカーサー司令部に毎日10ないし14通の手紙が寄せられるが、すべて、早く漢字を廃止して表音文字を用いるようにしてくれといっている。
6. 今年1月26日、日本の全国出版業者協会が次のような決議を行なった。
 - イ. 現在の日本の文字体制は難しく不便であるので、必ず改善すべきこと。
 - ロ. たとえすぐに実現することは困難でも、ローマ字採用を将来の目標と定め、これに関する適当な実行方法を講究すること。
7. 現在、日本の漢字廃止運動は、従来の主張者たちのみならず、保守派の有数の学者までこぞってこれを主張している。(29)

このホール少佐の報告に接して崔鉉培は、「日本人の新しい時代に対する聰明

さを認めた」といい、朝鮮同胞に対して、「わが朝鮮民族は、依然として古い慣習と伝統を理由に、なんら新しい計画も果敢な改革もなくのほほんとしていようというのか。日本は、果敢な改革と不断的努力によって政治的・経済的・文化的に日々前進する。同胞よ、どうして自ら恐れないのか」⁽³⁰⁾と警告を発している。

ホール少佐の報告から1ヶ月を経た1946年3月23日には、日本の教育事情調査のため学務局副局長呉天錫が渡日、4月に呉が帰朝する際には、折から日本滞在中であった米国教育使節団の一部も同道している。これによって、日本におけるローマ字運動の状況や、日本に対する米国教育使節団の勧告の中にローマ字の採用が含まれることになった経緯もさらに詳しく伝えられたであろう。

このように、同じくマッカーサー司令部の管轄下にあったことから、日本と南朝鮮の軍政当局レベルにおける相互連絡は密に行なわれていたが、のみならず朝鮮教育関係者の目は、日本の新聞報道にも向けられていた。次はその一例である。

深く記憶しておいてもらいたいことは、中国人も日本人も、ともに漢字の不利と害毒を認め、その廃棄の運動を始めてすでに数十年になるということと、敗戦日本においては、すでに漢字不使用を実際の教育から始めたということである。すなわち朝日新聞(1947年1月21日)によれば、日本で今年4月から、新学制の実施とともに小学校4・5・6学年に対し各々1週間に少なくとも1時間以上ずつローマ字で書かれた日本語教科書を教えることになったという。⁽³¹⁾

日本におけるローマ字運動の展開は、これがなければ朝鮮におけるハングル専用化が進まないという性質のものでは勿論なかった。しかし、漢字廃止を目指す根本理念において軌を一にただけにそれは、ハングル専用論者のハングル専用、さらにはアルファベット式の純粹横書きの推進を鼓舞するという形で軍政期の南朝鮮に少なからぬ影響を及ぼしたということができる。⁽³²⁾

(30) 同上 P. 15

(31) 同上 P. 10

- (32) 参考までに、1971年9月大韓民国学術院は、語文教育是正に関する國務總理諮問に対して「漢字教育復活に全面賛成する」旨を答申、その理由のひとつとして次の点を挙げている。

「日本は、漢字・かな混用文によって小学校で996字を教え、常用漢字1,850字（人名・地名用漢字は別途）を用いており、200余の幼稚園で漢字教育を行なうことによりその実効を挙げているという。彼らは、漢字の長所を利用しようという積極的姿勢であるが、これは、科学的研究・調査と実験を通して得た結論に由来するものである。」

米軍政当時ハングル専用派が日本のローマ字運動を論じたのとは正反対の論理展開であるが、ハングル専用派・漢字保存派が、いずれも日本の動向に注目していたという意味で興味深い。

IV. 大韓民国の成立とハングル専用

1. 憲法のハングル表記

1948年5月10日、国際連合の決議に基づいて南朝鮮における総選挙が実施され、同31日、198名の議員から成る国会が開院された。一般に「制憲国会」と称されるように、この国会の最大の任務は「大韓民国憲法」を制定することであったが、結局同憲法は、7月17日、ハングル書きを正本として成立するに至った。これが、1945年12月8日の朝鮮教育審議会決議に次いで、ハングル専用に関する国政レベルでの第2の意思決定であった。

国会が開設されるや、憲法のハングル表記を求める請願が各方面から寄せられた。朝鮮語学会も、同趣旨の建議書を国会に提出した。この声を受けて、国会が具体的反応を示したのは7月16日のことである。すなわち、「政府組織法」を審議中の第32次本会議の席上権泰義議員から、「憲法正本はハングルを以て主文とし、その脇に漢字を書き添えることとする」旨の緊急動機が出され、これが絶対多数で可決されたのである。翌17日、憲法公布式が挙行され、李承晩国会議長は、純ハングルおよび国漢文の両正本に署名した後これを公布した。

このように制憲国会が、憲法の表記にあたってハングルを尊重することになったのは、朝鮮語学会を初めとする国民の要望があったのもさることながら、そもそも制憲国会にハングル尊重の体質があったことが大きく作用したものである。というのは、5・10総選挙によって当選した議員の多くはかつての民族独立運動の闘士であった⁽³³⁾からであり、大韓民国憲法のハングル表記は、朝鮮語そのものが弾圧されハングルを学ぶことがそのまま民族運動であった時代を生きた彼らの経歴に由来するところが大きいとみることができる。憲法に署名した国会議長李承晩も、ハングル中興の祖周時経と時を同じくして培材学堂に学び、協成会や独立協会においても行動をともにしている。これらの事実から、彼が早くからハングル専用論者ないしそのシンパであったことは充分に

(33) 1982年7月24日、ソウルの制憲同志会における金英基・南宮炫・李晶来（いずれも制憲国会議員）の談話

(34) 李承晩は、憲法公布後大統領となっても、常用漢字制定に反対したり（崔鉉培「ハングル専用および略字制定に関する所見」『国語国文学』第44・45号 P.36）、たびたびハングル専用促進談話を発表したりしている。ただし、李承晩の知るハングルは旧綴字法によるものであり、このため1953年4月にいわゆる「ハングル波動」をひき起したことは周知の事実である。

考えられるところであり、この意味でも憲法ハングル正本への署名は、彼にとって大きな喜びであったろう。(34)

ともあれ、大韓民国憲法は、ハングル専用体を一方の正本として公布された。朝鮮語学会はこれを、次のように高く評価している。

此の度国会が公布した新憲法の原本を国文で記録したことは、すなわちわれわれの文化が正々堂々たることを確認したものであり、われわれの精神が蘇ったことを証明するものである。訓民正音の創製を自主精神の発露というならば、国文憲法の公布は自主精神の復興を意味するものとみざるをえない。(35)

2. ハングル専用法の制定

ハングル表記の憲法が正本として公認されたことに力を得た朝鮮語学会は、さらに一步を進めて、「ハングルの国字とし、一般公用文書をハングル表記とすることを法律で定める」ことを目指した。(36)1948年7月18日の理事会においてこの方針が満場一致で可決され、国会への建議書の起草委員として張志暎が、各日刊紙への声明書の起草委員として李熙昇が選出された。7月24日付で発表された建議書の後半部分は次のとおりである。

将来、一般法文を全部国文によって制定し、あらゆる公用文書や姓名・地名も断然われわれの文字を使用するよう早急に法制化することを信じ望み、とくにこの精神の実現を促進・完遂するため、今後文教行政を担当する部門には、この国文憲法公布の精神を如実かつ円満に活かしていくことに確乎たる信念と力量を具備した人士が全面的に配置さるべきことをまた信じ望む。

ここに本学会は、過去30年間ひたすらひとつの心、われわれの文字と言葉を死守することにすべて捧げてきた鮮血と熱誠をもって、いま3千万兄弟姉妹とともに、わが民族文化の急速な向上と国家万年の永遠なる発展のため、この自主精神の実践躬行に固い決意をもって一致邁進すべく全力をあげることを宣明すると同時に、また敢えて責任当局に対して、この挙族的行進の前途に少しでも障害がないよう宜しく道案内してくれることを重ね重ね依頼するものである。

(35) 朝鮮語学会「ハングル専用法制定建議文」 1948年7月24日

(36) 「ハングル学会50年史」 P. 421

このような動きを受けて9月15日、⁽³⁷⁾140名⁽³⁸⁾の国会議員の連署による「ハングル専用法案」が提出された。連署議員の代表は、憲法のハングル正本化を提案した権泰義であった。ハングル専用法案の提案理由と内容は次のとおりである。

全国民の8割が農民であり、農民の大部分が漢字を理解できないという現実を勘案するとき、国家公文書のハングル化は緊急を要する問題である。のみならず、失った国権を回復した今日、民族の知恵と精気が込められたわれわれの文字を度外視することはできず、他人の文字である漢字を学ぶために多くの時間と精力を浪費することはできない。

そこで、民族の自主精神を涵養し、すべての国民が国家の公文書をこぞって理解するようにすることによって、新生民主国家として民主主義の具現に忠実を期し、急進する現代科学文明の隊列からの落伍を防止するため、すべての国家公文書はハングルを専用するが、必要な場合に限って漢字を脇書きすることができるようにする内容の本法案を提案する。⁽³⁹⁾

すなわち、「他人の文字」であり「学ぶために多くの時間と精力を浪費する」漢字を国家の公文書から追放し、民族自主精神の涵養、民主主義の具現、科学文明の吸収を図るというのが提案理由の骨子であったが、法案の内容としては、ただちにハングルの完全専用を断行するのではなく、「必要な場合に限って漢字を脇書きすることができる」としていたことが注目される。従来の通説では、権泰義ほかの提案は「大韓民国の公文書はハングルで書く」というものであり、国会本会議における修正過程で「但し書き条項」が付加されたとされてきたが、⁽⁴⁰⁾ハングル専用法案は、当初から妥協の余地を残していたのである。

本件の回付を受けた国会文教社会委員会は、審議の結果、法案条文を次のように決定した。

(37) 『ハングル学会50年史』では9月29日となっているが(P. 22、422)、本稿では、最も権威あるものとみられる『国会史』(制憲国会・第2代国会・第3代国会、大韓民国国会事務処 1971年 P. 34)に依って9月15日とした。

(38) 『国会史』 P. 34

ただし、『ハングル学会50年史』(P. 22、422)では「権泰義外138名」、「韓国教育十年史」(豊文社 1960年 P. 247)では単に「138名」となっている。

(39) 『国会史』 P. 34

(40) 『ハングル学会50年史』 P. 422

ハングル専用法案

大韓民国の公用文書はハングルで書く。ただし、必要な時には漢字を脇書きすることができる。

この法案は、1948年9月30日第78次本会議に上程され、2日間にわたる論議が重ねられた。ハングル専用の原則には異論がなかったものの、公文書ハングル専用即時完全断行派と漸進実施派とが対立し、両者の意見は平行線を辿った。しかし、10月1日の第79次本会議第2 読会に至って趙憲泳議員ほか9名から「原則的にハングルを専用するが、必要な時には漢字を併用することができる」、つまり原案の「脇書き」を「併用」に替えた修正案が提出され、票決の結果これが、出席議員131名中賛成86、反対22で可決された。ハングル専用法の最終的な名称および条文は「はじめに」にあるとおりである。

ハングル専用法の制定過程において朝鮮語学会は、前述した建議のほか文字どおりのロビー活動も展開した。すなわち同学会は、9月26日、「憲法条文をハングルで書くことに決定した国会議員たちを招請して、ハングル専用法律化に関する意見交換のための茶話会」を10月1日午後5時15分から開くことを決定、当日、「多くの国会議員と学会理事全員と会員多数」の参席を得てこれを実現したという。⁽⁴¹⁾10月1日は、ハングル専用法が国会を通過した日であり、この茶話会自体は、時間的にみてもすでにロビイングの範疇外にあったが、茶話会開催へ向けての根回しの段階で実質的なロビイングが行なわれたとみることはできるであろう。しかし、「但し書き」を削除することができなかったことからしてそれは、結果的に所期の目的を十分に達成したとはいえない。

朝鮮語学会はまた、成立したハングル専用法を「ハングルの日」に公布することを建議し、これに基づいて李承晩大統領は、「ハングルの日」記念行事の一環として同法公布式を挙行した。こうしてハングル専用法は、その付則（この法は公布の日から施行する）に則り1948年10月9日に発効した。

以上みてきたように、ハングル専用法の制定を頂点とする「解放」後3年余の文字政策は、朝鮮語学会主流派を初めとするハングル専用論者によって主導されたといつてよい。しかし、これに対しては次のような強い批判もあったのである。

(41) 同 上 PP. 420-421

これ（ハングル専用法の制定——筆者註）は、ハングル専用を主導する少数の人士が文教部の要職を占拠し、祖国光復と新政府樹立の興奮と混乱に乗じて、なら科学的な研究や実験を経ることもなく、学界や国民にただの一度も問はずに、国民大衆が全然知らないうちに数名の恣意によって急造されたものである。(42)

ハングル専用政策は、完全に国民的合意をみて生まれたのではない。ハングル専用派も、反対派の存在を意識したからこそ、政策決定のたびにいわば妥協の産物として但し書き条項を加えてきたのである。かくしてハングル専用法公布以後の文字政策も、同法の但し書きを活かす形で展開されることになる。

V. その後の推移——結びに代えて——

ハングル専用法が施行された後、その趣旨を普及・徹底させるための民間団体として1949年6月12日ハングル専用促進会が誕生した。同会は、朝鮮語学会会員を中心に各界有志の協賛を得て組織され、各都市に置かれた支会を通じて全国的なハングル専用実践運動を活発に展開した。この結果、慶尚南道で「看板や門札をハングルに直すこと、公文書は全部ハングルで書くこと」という道知事指示が出されたのを初め、江原道・全羅南道などでも相当の実績が挙げられたという。(43)

ところがこの時期、政府と国会は、ハングル専用法にむしろ逆行する動きを示した。国務会議（閣議）は、1949年10月7日、公文書に漢字を混用することを決議し、総務処はこれを受けて、公文書のハングル専用を実行する慶尚南道に対し国務会議決定に従うよう通牒を下した。一方、国会においては、同年11月5日、漢字教育の復活を求める緊急動議が提出され、同8日、文教社会委員会は、国民学校教科書に簡易な漢字を使用する方針を決議したのである。ハングル専用法施行僅か1年後のこのような政府・国会の動きは、社会生活の各部門におけるハングル専用全面実施の多難さを暗示していたとみることができ、国務会議決定は、世論の反発と李承晩大統領の指令によって結局撤回されたが、文教社会委員会決議は、1951年になって実現することになる。

(42) 吳之湖 増補「国語に対する重大な誤解」 韓国語文教育研究会 1971年 P. 89

(43) 「ハンギョル国語学論集」 ハンギョル金允経博士古稀記念論文集刊行会 1964年 P. 437

その後歴代政府は、後述するように初等・中等学校の漢字教育に関しては試行錯誤を繰り返したものの、公文書の表記についてはハングル専用法の建前を維持、朴正熙政権下の1968年10月には「ハングル専用5ヶ年計画」が確定され、1970年1月に至って漸く公文書のハングル専用が断行された。

このように国家の意思としてのハングル専用は、公文書に限ってではあれず、すでに1970年以來実現されているわけであるが、現実にはハングル専用論と国漢混用論の対立が絶えることなく続いており、新聞・雑誌のほとんどは、一貫して国漢混用文を採用してきた。そして、学校教育も、文教当局がハングル専用論と国漢混用論、換言すれば初等・中等レベルにおける漢字教育不要論と必要論のいずれの影響をより強く受けるかによって左右されてきたのである。以下、ハングル専用をめぐる試行錯誤が最も端的な形で現われた「解放」後の初等・中等学校教育の歴史を概観してみよう。

「解放」後の文字政策に関する最初の意味決定であった1945年12月の朝鮮教育審議会決議に基づいて、初等・中等学校用教科書は、ハングル専用を原則として編纂された。当時は、民族の文字としてのハングルそのものの普及、および漢字に比して習得容易なハングルを通じての教育の普及が至上課題としてあり、漢字は、せいぜい括弧内に入れて教科書本文に挿入されることはあっても、改めて教えられることはなかった。

しかし、前述した1949年11月の文教社会委員会決議を受けて、文教部が「常用漢字1,260字」、さらにこの中から「教育漢字1,000字」を選定、1951年9月の新学期からこれが国民学校4学年以上に教えられることになった。割当ては、4・5学年各300字、6学年400字であった。ただし、教科書の表記はあくまでもハングルが主体で、漢字は括弧入りという扱いであった。また当時は、朝鮮戦争（1950年6月～1953年7月）とこれに続く混乱期であったため、漢字教育の効果がどれほど挙げられたかは定かでない。

漢字が、国語教科書の体裁上ハングルと同等の地位を与えられ、漢字教育が本格的に行なわれたのは、1964年2学期から69年度までである。1963年に改訂された教育課程に基づいて、国民学校600字、中学校400字（都合1,000字）、高校300字（都合1,300字）と、難易度に応じた段階的な教育が実施されることになった。これとともに、1965年度以降に改編された国語教科書も、各級学校に指定された常用漢字の範囲内ですべて国漢混用文で書かれた。

だが、1970年に至って状況は一変する。政府の「ハングル専用5ヶ年計画」の一環として1970年1月公文書のハングル専用が完全実施され、同年3月から

教科書もハングルのみとなったのである。こみならず漢字の板書も禁じられ、ここに国民学校・中学校におけるハングル専用が全面的に実現された。

ところが、これも長くは続かなかった。学校を出ても新聞さえ満足に読めないという社会的批判が高まったからである。文教部は、1972年8月、中学校900字、高校900字（都合1,800字）の「漢文教育用基礎漢字」を制定、同年9月から中学校でも漢文の授業を行ない、高校ではそれまでの漢文教育をさらに充実させることにした。このような形で中学校における漢字教育が復活し、国語・国史などの教科書も、75年以後、中学校レベルから漢字を括弧付きで挿入する状態に復して今日に至っている。国民学校4学年からの漢字教育を復活させる旨の文教部方針が発表されたことが何度かあったが、いずれもすぐに白紙撤回され、1977年8月の朴大統領談話によってこの問題は、一旦落ち着いた格好となった。すなわち朴大統領は、「現実的に常用されている漢字をなくそうという極端な主張も正しくないが、常用漢字を現在よりさらに増やさねばならないという主張も正しくなく、このような主張は、ある面では時代逆行的だと考える」と語り、(44)ハングル専用と国漢混用をめぐる論争、ひいては学校における漢字教育の問題を現状のまま凍結させるという妥結策を打ち出したのである。

以上のような経緯を経て今日の韓国では、義務教育である国民学校においては一部の漢字教育実験校を除いてハングル専用の教育が行なわれ、中学校・高校では漢文の授業を通じて漢字が教えられている。ハングル専用論と国漢混用論の対立は依然として続いており、それぞれの主張に一理があるところから言語学上の論争としての決着はほとんど不可能に近いが、しかし趨勢としては、中学校への進学率が98%に達し(1982年度現在)、遠からず中学校義務教育化が予定される現実を踏まえて、公文書および初等教育におけるハングル専用と中学校以上における漢字教育との共存を認める方向で両者の歩み寄りがみられつつある。日本語の影響を払拭し民族文化の発展を図ることに急なあまり民族固有の文字に固執した感のあるハングル専用派と、ハングル専用=漢字全廃という誤解もあって、ハングル専用に反発し漢字の長所を活かすことを主張した国漢混用派との間で激しい論争が展開された「解放」直後の状況と比して、これは大きな質的変化である。